S_{22} ＝ 0.95288
S_{23} ＝ 0.95763
S_{24} ＝ 0.983
S_{25} ＝ 1.000
S_{26} ＝ 0.966
S_{27} ＝ 0.932
S_{28} ＝ 0.9186
S_{29} ＝ 0.7237
S_{30} ＝ 0.73508
$S_{令元}$ ＝ 0.02169
$S_{令2}$ ＝ 0.03610
$S_{令3}$ ＝ 0.04881

T_n　平成 n 年度において発行を許可された地方拠点都市整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

U_{14} ＝ 1.000
U_{15} ＝ 1.051
U_{16} ＝ 1.034

V_n　合併特例法に基づき実施する市町村合併推進事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

W_{14} ＝ 1.000
W_{15} ＝ 1.051
W_{16} ＝ 1.034
W_{17} ＝ 0.932
W_{18} ＝ 0.898
W_{19} ＝ 0.881
W_{20} ＝ 0.89644
W_{21} ＝ 0.95051
W_{22} ＝ 0.95288
W_{23} ＝ 0.95763
W_{24} ＝ 0.983
W_{25} ＝ 0.983
W_{26} ＝ 0.966
W_{27} ＝ 0.932

T_{22} ＝ 0.93817
T_{23} ＝ 1.017
T_{24} ＝ 0.983
T_{25} ＝ 0.983
T_{26} ＝ 0.967
T_{27} ＝ 0.917
T_{28} ＝ 0.7250
T_{29} ＝ 0.7133
T_{30} ＝ 0.03483
$T_{令元}$ ＝ 0.02133
$T_{令2}$ ＝ 0.03550

U_n　平成 n 年度において発行を許可された地方拠点都市整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

V_{14} ＝ 1.000
V_{15} ＝ 1.033
V_{16} ＝ 1.033

W_n　合併特例法に基づき実施する市町村合併推進事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

X_{14} ＝ 1.000
X_{15} ＝ 1.033
X_{16} ＝ 1.033
X_{17} ＝ 0.917
X_{18} ＝ 0.883
X_{19} ＝ 0.867
X_{20} ＝ 0.88350
X_{21} ＝ 0.93567
X_{22} ＝ 0.93817
X_{23} ＝ 1.017
X_{24} ＝ 0.983
X_{25} ＝ 0.983
X_{26} ＝ 0.967
X_{27} ＝ 0.917